

# 撮影許可証

様

令和 年 月定例（臨時）市議会における撮影を許可します。

泉佐野市議会傍聴規則第 12 条及び泉佐野市議会委員会傍聴規程第 12 条に規定する議長若しくは委員長に撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 会議休憩中における撮影は行わないこと。
- 5 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 6 目的外に使用しないこと。
- 7 各自用意した腕章等を着用すること。
- 8 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長若しくは委員長及び議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、本許可を取り消す場合があります。

なお、許可を取り消した場合、当該写真及び撮影データを破棄していただくとともに、次回以降の申請を不許可とする、若しくは、当該事案を勘案し法的措置を講ずる場合があります。

泉佐野市議会